

コンサルティングのご紹介

2018年1月更新

国際税務セカンドオピニオン契約

移転価格税制を含む国際税務に関する顧問契約です。現在の税理士はそのままに、国際税務に関するアドバイスが欲しい企業様向けのサービスです。

【プラン（税抜）】

	Lプラン	Aプラン	Bプラン
月額料金	12～20万円	10～12万円	8～10万円
ローカルファイルの新規作成 （内製化支援）	○	—	—
ローカルファイル及び確定申告書（国際税務部分）のレビュー	○	○	—
海外寄付金対策	○	○	○
国際税務に関する日常相談	○	○	○
税務調査時のアドバイス	○	○	○

※最低契約期間は1年間となります（文書自体は6ヶ月程度で完成します）

※作成するローカルファイルの数によって変動します

※データベース料等の実費は別途必要です

※顧問先様限定のニュースレターで、最新情報や事例をお届けします

※料金・プランは上記の通りです。価格交渉はご遠慮下さい

◇オプションサービス（※国際税務セカンドオピニオン契約締結企業様限定）

- ・移転価格に対する社内勉強会（15万円（税別）＋交通費）
- ・マスターファイル、国別報告書の新規作成（上記に月額5～10万円程度を加算）

<スポット契約>

- ・移転価格関連文書（ローカルファイル、マスターファイル、国別報告書）のレビュー（50万円～100万円程度）

ローカルファイルの代行作成のデメリット

1. ノウハウの蓄積が不十分になる

ローカルファイルの作成をコンサルタントに外注すると文書作成過程にブラックボックスが生じます。完成したローカルファイルについての説明を受けただけでは理論的背景や細かい実務についての理解が不十分となる可能性が高いです。

ローカルファイルの内容を税務当局に説明するのは御社自身なので、採用されなかった独立企業間価格算定方法なども含め、しっかりとローカルファイルの内容を理解しておく必要があります。

2. 年度更新のたびにコストがかかる

ローカルファイルは毎年更新が必要な書類です。ローカルファイルの中身についての理解が不十分な場合、毎年、外部コンサルタントに依頼せざるを得なくなり、結果的にコスト増となります。

3. 日常対応ができない

ローカルファイルの作成は移転価格対応の一部に過ぎません。下記のような細々した日常業務については、外部のコンサルタントがその都度対応することが難しいため、社内に移転価格税制に関するノウハウを蓄積しておくことが重要です。

<日常的な移転価格対応の例>

- ・新しく始まる海外子会社との取引価格の設定
- ・商流変更が起きた場合の移転価格リスクの検討
- ・利益率レンジからの逸脱が起きそうな場合の対応
- ・来期の予算、経営計画に移転価格上のリスクがないか検証
- ・親子ローンの金利、海外出張旅費の負担関係などの寄付金リスクへの対応



ローカルファイルの作成を単に外注するのではなく、
移転価格税制に対応できる社内体制を整備することが重要

コンサルティングコンセプト

「移転価格対応の内製化支援」

◇移転価格税制に対応できる社内体制を構築することにより、移転価格リスクと対応コストの両方を継続的に低減するためのコンサルティング

- ・ご来社いただく形での対面コンサルティング
- ・電話・メール・スカイプによるフォロー
- ・動画講座の配信による関連知識の補強
- ・社内研修会による全社的協力の獲得（オプション）
- ・経理部門以外の方との打ち合わせ

上記を組み合わせることで実施することにより、効果的かつ効率的に「移転価格税制に関する理論的背景と実務の理解」、「最適な独立企業間価格算定方法によるローカルファイルの作成」、「移転価格税制に関する全社的な合意形成」を達成する独自手法です。ローカルファイルに「どのように記載するのか」ではなく、「なぜそのように記載するのか」をご理解いただけるようにご支援致します。

【コンサルティング項目】

- ・事業概要、親子間取引等についてのヒアリング
- ・移転価格税制の基礎、各独立企業間価格算定方法についての解説
- ・機能とリスクの分析・無形資産の有無、取り扱いの決定
- ・移転価格計算方法の決定・切り出し損益の作成
- ・比較対象企業の選定（データベースからの抽出）
- ・価格調整金や取引価格変更が発生する場合の対応方法の決定
- ・ローカルファイルの作成（文書化）・経理部門以外の関係者との打ち合わせ
- ・年度ルーチン作業の決定・税務調査時の注意ポイントの確認
- ・海外出張旅費等の各種寄付金対策（次ページ）

< 実用新案権取得 >

ローカルファイルを企業の代わりに作成するのではなく、企業自らがローカルファイルの更新ができるようになることを目的としたコンサルティングメソッド等について当事務所は実用新案権を取得しています。

< 実用新案登録 3212309 号 考案の名称：移転価格文書作成内製化コンサルティングシステム >

（他の税理士法人、税理士事務所が移転価格対応の内製化を目的としたコンサルティングを実施するためには当事務所との使用許諾契約が必要となります。）



押方移転価格会計事務所

海外寄付金対策

- ☑海外子会社への出張旅費
- ☑海外出向者への給与負担金
- ☑海外子会社への貸付金利
- ☑特許権などの使用料（ロイヤリティー）

など、海外子会社への寄付金認定リスクがある各項目全般を精査する対策です。

<各項目の対策例>

- ・海外子会社への出張旅費（グループ内役務提供）

出張の内容を検討し、海外子会社に請求すべきものと日本本社の負担で問題ないものとの区分を行います。出張報告書や稟議書への記載内容を経理部門の方がチェックするように業務フローを変更することも検討します。

出張の目的や業界の慣行について詳しく調査することにより、子会社への請求額（あるいは自己否認額）ができるだけ少なくなるようご支援致します。

- ・海外出向者の給与負担金

海外子会社に出向している方の負担金が法人税法基本通達 9-2-47（給与較差補てん）と説明できるかどうかの確認を行います。寄付金認定リスクが大きい場合は、負担額の変更や海外赴任規定の改定等をお願いする可能性があります。

- ・親子ローンの金利、ロイヤリティー等

海外子会社への貸付金からの利息や、無形資産の使用料（ロイヤリティー）、海外展示会の費用負担、海外子会社への研修費用の負担関係など、その他の寄付金認定リスクについても適切な処置を講じます。

その他の国際税務及び財務

移転価格税制、海外子会社への寄付金規定以外の国際税務（タックスヘイブン対策税制、源泉徴収など）及び財務関係のご相談も承ります。